

ポイント解説速報

国際会計基準審議会(以下、IASB審議会)、 情報要請(適用後レビュー:IFRS第10号「連結 財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」 及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」) を公表

IASB審議会は、2020年12月9日に情報要請(適用後レビュー:IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」)を公表しました。

本情報要請に係るコメント期限は2021年5月10日です。



本適用後レビューにおける情報要請のポイント

- 当情報要請(Request for Information)は、IASB審議会によるIFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号の適用後レビュー(第1フェーズ)の結果を受けたものです。当該情報要請の結果に基づき、第2フェーズでは基準書適用の効果の検討と発見事項のとりまとめを行い、今後の計画を策定することが予定されています。
- 第1フェーズでの検討の結果、基本的には基準書の原則に一定の評価がなされました。他方で、基準要求に対する一定の実務上の困難さや懸念を示すコメントが寄せられました。
- 本情報要請では、計9項目の情報要請がなされており、コメント期限は 2021年5月10日とされています。

I. 適用後レビューにおける情報要請とは

(1) 適用後レビューの目的

適用後レビューはIASB審議会のデュープロセスの一部であり、IASB審議会が財務諸表利用者、作成者および監査人に対する基準上の要求事項の影響を分析する目的で行われます。特に、以下の分析が意図されています。

- 基準上の要求事項を適用する企業が、その財政状態及び財務業績を忠実に描写 しているか?その情報は財務諸表利用者の経済的意思決定に有用か?
- 基準上、課題のある分野があるか?
- 基準上、不整合な適用結果となる分野があるか?
- 基準上の要求事項を適用又は遵守させる上で、または財務情報の利用や監査に 当たって、予想外のコストが生じていないか?

(2) 適用後レビューのフェーズとの関係

適用後レビューは2つのフェーズにより実施されます。今回の情報要請(Request for Information)は、第1フェーズにおいて識別され、検討するかを評価した上で行われています。

第1フェーズ

適用後レビューで検討する論点を識別し、検討するか を評価したうえで、情報要請を行う。



第2フェーズ

情報要請で寄せられた意見、関係者との協議、関連する調査(学術文献等)のレビューを通じて、基準書適用の効果を検討する。



発見事項のとりまとめ及びレビューの結果に基づき、 今後の計画を策定する(基準設定のアジェンダとす る、リサーチプログラムの項目とする、特段のアク ションを行わない等の意思決定を行う)。

Ⅱ. 第1フェーズで寄せられたコメント

対象となる3基準の設定時の目的と、関連する第1フェーズで寄せられたコメントは以下のとおりでした。

(1) IFRS第10号「連結財務諸表」

基準設定 の目的

連結判定に単一の基礎を開発するとともに、支配の判定における実務上の困難さゆえに不統一が生じている状況に対し、当該判定の基礎を適用するための堅牢なガイダンスを開発することで、連結財務諸表の有用性を改善する目的で設定されました。

今回寄せ られたコ メント

支配を連結判定の単一の基礎とした点に同意しているとのフィード バックを得ました。

他方で、IFRS第10号の要求事項の適用には重要な判断を行う必要があり、結論に至るのが困難な場合があるとのコメントが寄せられました。

(判断が困難な例)

- 入手可能な情報に基づく判定では、結論が分かれてしまう場合がある
- 企業または他の当事者が有する権利または義務が不明確な場合がある等

その他、 IASB審議 会の結論

多様な構造や取決めが存在する中で、IASB審議会は以下を結論づけました。

- 連結判定に当たり、定量的閾値に基づく要求事項を避け、それより 前に全ての法律上・契約上及びその他の事実・状況に基づき、全体 的かつ定性的な分析に基づく単一の基礎を開発したこと
- 投資者が被投資者を支配しているかを判定するに当たり、判断を必要とすること

(2) IFRS第11号「共同支配の取決め」

基準設定 の目的

共同支配の取決めに係る投資者の会計処理は、保有する持分の権利と義務を反映することを原則としました。この方法は、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」において、高品質な報告の障害となる下記2つの論点に対処する目的で設定されました。

- 取決めの構造を会計処理の唯一の決定要因としていたこと
- 企業に共同支配企業の会計処理の選択肢があったこと

今回寄せ られたコ メント

関係者はIFRS第11号の原則に反対を表明しませんでした。

他方で、IFRS解釈指針委員会に提出された事項に係る下記のような要求 に懸念を示しました。

- 特定の状況下における共同支配の取決めの分類
- ◆ 共同支配事業に係る会計処理の要求事項

(3) IFRS第12号「他の企業への関与の開示」

基準設定 の目的

財務諸表の利用者が、他の企業(共同支配の取決め、関連会社、組成された企業等を含む)への投資者の関与の内容及びそれに関連するリスクを評価できるよう開示を充実させる目的で設定されました。

今回寄せ られたコ メント

第1フェーズで寄せられたコメントは限定的でした。

他方で、開示内容の拡充を求める意見や、一部の開示が過度になりすぎ ている可能性等が提議されました。

Ⅲ. 今回の情報要請の内容

第1フェーズで識別された論点に関連して、IASB審議会が情報要請している内容は以下のとおりです。

(1) 回答者の情報

- 1 回答者のバックグラウンド
- (2) IFRS第10号「連結財務諸表」
- 2 投資先に対するパワー
 - (a) 関連性のある活動の判定
 - (b) 投資者に、投資先に対するパワーを与える権利(例:防御的権利、及びフランチャイズ権によるパワーの判定)
 - (c) 議決権の過半数を有していない場合の支配(例:他の株主の分散状況と相対的な規模の検討)
- 3 パワーとリターンの関連
 - (a) 本人と代理人(例:判定における考慮要素)
 - (b) 契約上の取決めを伴わない代理人の関係 (例: 事実上の代理人関係による 支配の判定)
- 4 投資企業
 - (a) 投資企業識別のための要件(例:投資企業の定義と典型的な特徴)
 - (b) 投資企業である子会社(例:連結の例外)
- 5 会計処理の要求事項
 - (a) 投資者と投資先の関係の変化(例:支配喪失等)
 - (b) 事業を構成しない子会社の部分的な取得(例:非支配持分の認識)
- (3) IFRS第11号「共同支配の取決め」
 - 6 IFRS第11号の適用対象外である協力の取決め(例:共同支配を有しない場合)
 - 7 共同支配の取決めの分類(例:その他の事実及び状況に基づく分類)
 - 8 共同支配事業の会計処理の要求事項
- (4) IFRS第12号「他の企業への関与の開示」
 - 9 他の企業への関与の開示(例:開示項目の有用性、詳細さ、追加、不要な 情報等)
- (5) その他
 - 10 その他のトピック

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳 物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、 偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されま す

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IASB for SMEs®」、「IAS®」及び「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ<u>監査</u>法人は ライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。